

## 国内排出量取引制度小委員会の設置について

### 1. 設置の趣旨

地球温暖化対策基本法案第 13 条において、国内排出量取引制度の創設が規定され、法制上の措置について、同法の施行後 1 年以内を目途として成案を得ることとされた。政府としては、これまで、地球温暖化問題に関する閣僚委員会等において、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度について検討を行ってきたところであるが、今後、基本法案を踏まえ、具体的な制度設計を行っていく必要がある。

このことを受け、国内排出量取引制度の在り方について専門的な検討や論点整理を行い、今後の制度設計に資するため、中央環境審議会地球環境部会の下に、標記小委員会を設置するものである。

小委員会においては、関係業界・団体からのヒアリングを行うなど、国民各界各層からの意見を聴取しつつ、審議を進めていくこととする。

### 2. 委員

別紙のとおり。

### 3. 当面の検討の進め方（予定）

- |           |   |
|-----------|---|
| 4 月 2 3 日 | 国内排出量取引制度小委員会について<br>国内排出量取引制度を巡る最近の状況について<br>今後の検討の進め方について |
| 5 月       | 関係業界・団体からのヒアリング   |
| 6～7 月     | 制度設計上の個別論点の審議   |

（参考 1）国内排出量取引制度小委員会の設置について（平成 22 年 4 月 15 日地球環境部会決定）

（参考 2）国内排出量取引制度小委員会の運営方針について（平成 22 年 4 月 15 日地球環境部会長決定）

中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会 委員名簿

明日香 寿川	東北大学東北アジア研究センター教授
有村 俊秀	上智大学経済学部准教授 環境と貿易研究センター・センター長
植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科教授 (委員長)
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
大野 輝之	東京都環境局理事
影山 嘉宏	東京電力株式会社環境部長
笹之内 雅幸	トヨタ自動車株式会社理事
末吉 竹二郎	国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問
冨田 鏡二	東京ガス株式会社エグゼクティブ・スペシャリスト環境部長
新美 育文	明治大学法学部教授
則武 祐二	株式会社リコー社会環境本部審議役
増井 利彦	独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究領域統合評価研究室長
武川 丈士	森・濱田松本法律事務所弁護士
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授

(参考1)

## 国内排出量取引制度小委員会の設置について

平成22年4月15日  
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、国内排出量取引制度小委員会を置く。
2. 国内排出量取引制度小委員会は、国民各界各層からの意見を聴取しつつ、国内排出量取引制度の在り方について調査審議する。

## 国内排出量取引制度小委員会の運営方針について

平成22年4月15日  
地球環境部会長決定

### 1 会議の公開

#### (1) 会議の公開・非公開

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

#### (2) 公開する場合の必要な制限

委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

### 2 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員並びに専門委員（以下「委員等」という。）については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

ただし、委員長が必要と認めた場合には、欠席する委員等の代理の者を説明員として出席させることができる。

また、委員長は、必要に応じ、小委員会に属さない委員等（地球環境部会に属する委員及び臨時委員に限る）に対し、小委員会への出席を求めることができる。ただし、この場合、小委員会の決議に加わることができるのは小委員会に属する委員等に限るものとする。

### 3 会議録

#### (1) 会議録の作成、配付

- ① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ② 会議録の調整に当たっては、当該会議に出席した委員等の了承を得るものとする。
- ③ 会議録は、小委員会に属する委員等に配付するものとする。

#### (2) 会議録及び議事要旨の公開

- ① 公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員会が認めたときは、公開することができる。
- ② 小委員会の会議について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③ 公開した会議の会議録（小委員会が公開を認めた会議録を含む。）及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。

### 4 その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定めることができるものとする。